

平成 29 年民法改正に伴う商法・会社法の改正及び平成 30 年商法改正の概要

平成 29 年及び平成 30 年の法改正のうち、公認会計士試験（企業法）に関係する主なものは、①「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立に伴う下記一の事項と、②「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」の成立に伴う下記二の事項です。①は、2020 年 4 月 1 日から、②は、2019 年 4 月 1 日から、それぞれ施行されています。

一 平成 29 年民法改正に伴う商法・会社法の改正

1 改正後民法に任せることとしたもの

- (1) 商法 514 条が削除され、**商事法定利率が廃止**された。これは、改正後民法 404 条が、法定利率を年 3%に引き下げた上で、法定利率が 3 年に一度見直される変動制を導入したことによって、商事法定利率の合理性を説明することが以前にも増して難しくなったことによる。改正後は、商行為によって生じた債務の法定利率にも、改正後民法 404 条が適用される。また、会社法で「年六分の利率により算定した利息」と規定していた部分も、「法定利率による利息」に改正された（会社法 117 条 4 項、119 条 4 項、172 条 4 項、179 条の 8 第 2 項、182 条の 5 第 4 項、470 条 4 項、611 条 6 項、778 条 4 項、786 条 4 項、788 条 4 項、798 条 4 項、807 条 4 項、809 条 4 項）。
- (2) 商法 522 条が削除され、**商事消滅時効が廃止**された。これは、改正後民法が、債権に関し、10 年の消滅時効の特例として存在していた短期消滅時効をすべて廃止した上で、「権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき」にも時効消滅する旨の規定（166 条 1 項 1 号）を追加して時効期間を統一したため、商事消滅時効を別個に定める意義が相当程度失われたことによる。
- (3) 対話者間における契約の申込みに係る改正後民法 525 条 3 項本文の規定が新設されたことにより、商人についての特則を置く必要がなくなったため、商法 507 条が削除された。
- (4) 改正後民法に「有価証券」の規定（第 3 編第 1 章第 7 節）が新設されたことにより、商法 516 条 2 項は削られ、商法 517 条～520 条は削除された。

2 改正後民法に合わせて規定を修正したもの

- (1) 改正後民法 426 条が、詐害行為取消権の行使期間を、行為の時から **10 年**（改正前は 20 年）に短縮したことを受けて、民法 426 条を念頭に置いていた商法 18 条の 2 第 2 項が改正された。すなわち、改正前商法 18 条の 2 第 2 項後段は、詐害営業譲渡に係る譲受人が同条 1 項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、営業の譲渡の効力が生じた日から 20 年を経過したときは消滅すると定めていたが、改正後は 10 年を経過したときは消滅するものとされた。同様に、会社法 23 条の 2 第 2 項、759 条 6 項、761 条 6 項、764 条 6 項、766 条 6 項も改正された。
- (2) 改正後民法が、売主の担保責任を **契約不適合責任**という構成で整理したことに対応して、商人間の売買についての商法 526 条 2 項・3 項が改正された。すなわち、「売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があること」といった文言が「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと」に修正され、また、契約の解除又は代金減額もしくは損害賠償の請求に加え、履行の追完を請求す

ることができることとされた。

- (3) 改正後民法が、債務者の危険負担の制度（536条1項）を、債権者の反対給付債務を消滅させるものではなく、債権者に反対給付債務の**履行拒絶権**を付与するものとして再構成したことを受けて、改正前商法576条1項（平成30年改正商法の施行後、平成29年改正民法が施行される前までは、573条2項）は削られ、改正前商法576条2項（平成30年改正商法の施行後、平成29年改正民法が施行される前までは、573条3項）は、一部修正の上、改正後商法573条2項とされた。
- (4) 民法改正により、錯誤による意思表示は、無効ではなく、**取り消し得るもの**（改正後民法95条1項柱書）とされたことを受けて、会社法51条2項が改正された。すなわち、「発起人は、株式会社の成立後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張…することができない。」としていた規定が、「発起人は、株式会社の成立後は、錯誤…を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。」と修正された。同様に、会社法102条6項、211条2項も改正された。
- (5) 民法改正により、自己契約・双方代理に該当しない利益相反行為（いわゆる**間接取引**）を無権代理行為とみなす規定（改正後民法108条2項本文）が新設されたことを受けて、会社法356条2項が改正された。すなわち、間接取引（会社法356条1項3号）についても、会社法356条1項に基づく承認がなされた場合には、民法108条の規定を適用しないと定められた。同様に、会社法595条2項も改正された。

3 その他の改正

- (1) 会社法701条1項・2項及び705条3項に「これを（これらを）行使することができる時から」という文言が追加され、消滅時効の起算点が明確化された。
- (2) 改正前会社法581条2項は、持分会社の社員が会社の債務を弁済する責任を負う場合において、会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、会社債権者に対して債務の履行を拒むことができる、と規定していた。しかし、これでは、持分会社がその債権者に対して何らかの「相殺権、取消権又は解除権」を有していると、債務の履行全体を拒むことができると解される余地がある。そこで、改正後会社法581条2項では、「これらの権利の行使によって持分会社がその債務を免れるべき限度において」という文言が追加され、社員が当該債務の履行を拒める範囲が適切に限定された。

二 平成30年商法改正

1 改正の内容

平成30年商法改正は、「運送営業（第2編第8章）」と「海商（第3編）」に関する改正を主たる内容とするものであるが、「運送取扱営業（第2編第7章）」及び「倉庫営業（第2編第9章第2節）」の規定も付随して改正されている。

また、「仲立営業（第2編第5章）」「問屋営業（第2編第6章）」「寄託総則（第2編第9章第1節）」を現代語化する改正も行われ、これにより、商法は法律全体が現代語化されたことになる。

2 運送法総則

改正後も商法典の第2編第8章の構成に変化はないが、運送営業に関する規定の規律対象は、改正の前後で大きな変化がある。

すなわち、改正前商法では、運送営業の規定は、陸上運送に関する規定であった（改正前商法 569 条）のに対して、改正後商法では、**運送営業の規定は、陸上運送、海上運送及び航空運送に共通に適用されるもの**とされている（商法 569 条 1 号）。

また、陸上運送と海上運送の区分について、改正前商法では、湖川や港湾での運送も陸上運送とされ、湖川・港湾には平水区域が含まれることから、瀬戸内海の大部分を航行するのも陸上運送と扱われていたが、改正後商法は、陸上運送を陸上における物品・旅客の運送と定義し（商法 569 条 2 号）、湖川・港湾への言及を削除した。その結果、従来は陸上運送とされていた平水区域の運送は海上運送となった。

3 物品運送についての改正

物品運送に関する規定は、総則規定として**各種運送**（陸上運送、海上運送及び航空運送）に**共通の規定**とされている（なお、海上物品運送に関する特則として、商法第 3 編第 3 章を参照）。改正により、危険物の運送に関する規定（商法 572 条）や請求権競合問題に関する規定（同法 587 条、588 条）、複合運送人の責任に関する規定（同法 578 条）が新設されるなど、現代化を図った部分もあるが、規律の骨格は、改正前商法の陸上運送に関するものが維持されている。

(1) 物品運送契約の締結

① 物品運送契約における対価支払に関する原則

物品運送契約が運送という仕事の完成を目的とする請負契約の一種であることは、改正前商法 576 条 2 項の規定からも明らかであったが、改正後商法は、改正前商法 576 条の規定を維持した上で（商法 573 条 2 項・3 項）、「運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない」といった規定を追加することにより（同条 1 項）、請負契約における対価支払に関する原則（民法 633 条本文）を確認した。

② 「送り状」の交付義務等

改正後商法は、これまで「運送状」（改正前商法 570 条）と呼ばれていたものを、「**送り状**」と呼んで、荷受人に知らせるべき事項として重要な「荷送人…の氏名又は名称」と「発送地」の記載を追加するなど、その記載内容を整理した（商法 571 条 1 項）。

また、送り状の交付に代えて、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできるようにしたが（商法 571 条 2 項）、電磁的方法による伝達の利便性に配慮し、荷送人の署名（改正前商法 570 条 2 項）を法律上は要求しないことにした。

なお、実務での利用例が見られない**貨物引換証**については、**規定自体が削除されることになった**。

(2) 荷送人の危険物に関する通知義務

危険物の多様化に加え、危険物を取り扱うべき場面が増加していることを考慮し、従来、信義則上の義務として理解されてきた荷送人の危険物に関する通知義務を明文化した（商法 572 条）。

危険物の意義については、商法の一般法としての性質に鑑み、「引火性、爆発性その他の危険性を有するもの」といった抽象的な定めにとどめ、何が危険物に当たるかは解釈に委ねられている。

(3) 荷受人の権利・義務等

荷送人と荷受人が異なる場合、荷受人は運送契約の当事者ではないが、以下の(a)～(d)のような運送の進行状況に伴い、荷受人も権利・義務をもつようになると考えられ

ている。

(a) 運送品が到達地に到達する前

この段階では、荷受人は何ら運送契約上の地位を有しないため、荷送人は自由に運送の中止等の請求（商法 580 条）をすることができる。

(b) 到達地に到達したが、いまだ荷受人が引渡しを請求していない段階

この段階では、荷受人もまた物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得することになるが（商法 581 条 1 項）、依然として荷送人が有する運送の中止等を請求する権利が優先する。

(c) 到達後、荷受人が引渡しを請求した段階

この段階になると、荷受人の権利が優先し、荷送人は運送の中止等を請求できなくなる（商法 581 条 2 項）。

(d) 荷受人が運送品を受け取った後

この段階になると、荷受人には運送賃等を支払う義務が発生することになる（商法 581 条 3 項）。

改正後商法は、以上の限りで従来の規律（改正前商法 582 条、583 条）を受け継いでいるが、さらに、「運送品の全部が滅失したとき」にも、荷受人が荷送人と同一の権利を取得することにして（商法 581 条 1 項）、荷受人が運送人に対して当然に損害賠償を請求できるようにした（同条 2 項）。

(4) 物品運送人の損害賠償責任

① 運送人の過失の推定と損害賠償額の定額化

(a) 運送品が滅失・損傷・延着した場合の運送人の損害賠償責任については、当該責任を過失推定責任としつつ（商法 575 条）、(b) 運送品が滅失・損傷した場合における損害賠償の額については、運送品の市場価額で定型化される（同法 576 条 1 項）、という従来の規律（改正前商法 577 条、580 条）の枠組みが維持されているが、いくつかの改正点もある。

(a) については、運送中に運送品の滅失等の「原因」が生じたことを荷送人が証明した場合にも、運送人の損害賠償責任を認めることにした。

(b) の賠償額の算定については、改正前商法 580 条 2 項が、一部滅失・損傷をしながらも運送品が延着せずに引き渡された場合には、「引渡アリタル日」を基準にしていたのを改め、「引渡しがされるべき」時を基準とすることにした。

なお、商法 575 条の規定上、改正前商法 577 条と比較して、履行補助者への言及がなくなっているが、これは、民法の一般原則から同様の結論が導かれるからであって、実質的な変更には当たらない。また、運送品が単に延着した場合における損害賠償の額については、特に規定されておらず、従来どおり、定額賠償ではなく民法の原則（民法 416 条）に戻って算定される。

② 高価品の特則

運送品が高価品である場合の特則については改正前商法においても規定があったが（改正前商法 578 条）、改正後商法は、従来の規定を維持した上で、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知しなかった場合においても一律に運送人の損害賠償責任を免責するのではなく、一定の場合に運送人の免責を認めないこととした（商法 577 条）。

③ 損害賠償責任の消滅

(a) 責任消滅の要件の緩和

改正前商法 588 条によれば、運送品の損傷・一部滅失につき運送人の損害賠償責任が消滅するのは、荷受人が運送品を異議なく受け取り、かつ、運送賃等の支

払が行われた場合に限られていた。しかし、運送賃等の支払は実際には掛けの後払いが多く、この規定では、いつまでも運送人の責任が消滅しないといった問題があった。

そこで、改正後商法は、運送品の異議をとどめない受取りのみを、責任消滅の要件とした（商法 584 条 1 項本文）。その上で、従来どおり、直ちに発見することができない損傷・一部滅失の場合には、引渡しの日から 2 週間以内に荷受人が通知を発すれば、運送人の損害賠償責任は消滅しないものとした（同条項ただし書）。

また、運送人が下請運送人を使う場合などにおいて、元請である運送人から下請運送人への求償を可能にするため、商法 584 条 1 項ただし書の期間を延長する特則が設けられた（同条 3 項）。

(b) 期間の経過による責任の消滅

改正前商法では、運送品の滅失等についての運送人の責任は、荷受人が運送品を受け取った日（全部滅失にあつては、引渡しがされるべき日）から 1 年の消滅時効に服するが（改正前商法 589 条、566 条 1 項・2 項）、運送人に悪意がある場合には、5 年の商事消滅時効（同法 522 条）に服するものとされていた（同法 566 条 3 項）。

これに対し、改正後商法は、運送関係を早期に解消させ運送人を保護する観点から、運送人の主観的態様を問わず、運送品の引渡しがされた日（全部滅失の場合は引渡しがされるべき日）から 1 年以内に裁判上の請求がされないときは、運送品の滅失等についての運送人の責任は消滅する、という規定に改めた（商法 585 条 1 項）。ただし、この期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる（同条 2 項）。

また、運送人が下請運送人を使う場合などにおいて、元請である運送人から下請運送人への求償を可能にするため、商法 585 条 1 項の期間を延長する特則が設けられた（同条 3 項）。同法 584 条 3 項と同様の趣旨によるものである。

④ 運送人の不法行為責任

運送品の滅失等が生じた場合には、運送契約の債務不履行のほか、運送品の所有権侵害として運送人の不法行為が成立するとも考えられる（民法 709 条、715 条）。この場合、運送人の責任に関し、運送契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権との関係が問題になるが、両者の競合を認めるのが判例である（最判昭和 44・10・17）。このため、改正後商法が運送人の契約責任を減免する規定（商法 576 条、577 条、584 条、585 条）を設けても、運送人が不法行為責任を追及されれば、これらの規定の立法趣旨が損なわれてしまう。

そこで、改正後商法は、これらの規定を運送人の不法行為責任にも準用することにした（同法 587 条本文）。

ただし、荷受人に対する運送人の不法行為責任を荷送人に対する運送人の不法行為責任と同様に減免することが適切であるとは必ずしもいえないため、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、準用を認めないことにした（同条ただし書）。

⑤ 運送人の被用者の不法行為責任

運送人の損害賠償責任がその被用者の行為によって生じた場合、荷送人又は荷受人は、運送人に対する損害賠償請求とは別に、当該被用者に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求することができる。そのため、商法 587 条に基づいて運送人の

契約責任を減免する規定を運送人の不法行為責任に準用したとしても、荷受人又は荷受人が、運送人の責任を超えて、当該被用者の不法行為責任を追及できるのであれば、運送人が当該被用者からの求償に応じることによって、結局は運送人に責任の減免を認めた意味がなくなってしまう。

そこで、改正後商法は、運送人自身の損害賠償責任が免除・軽減される限度において、その被用者の不法行為責任も、免除され、又は軽減されることにした（商法 588 条 1 項）。

上記の趣旨から、この規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用されない（同条 2 項）。

(5) 複合運送人の責任

陸上運送、海上運送又は航空運送のうち 2 以上の運送を一つの契約（**複合運送契約**）に基づいて引き受ける場合、運送手段によって適用される法令・条約が異なることが多い。このため、運送中に運送品の滅失等（滅失、損傷又は延着）が生じたとき、運送人の責任をどのように判断すべきかが論じられてきた。

改正後商法は、複合運送契約にも物品運送の総則規定が適用されることを前提に、複合運送において運送品の滅失等が生じたときには、いずれの運送区間中に運送品の滅失等の原因が生じたかが判明すれば（「それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に」）、運送人は当該運送区間に適用される法令・条約に従って損害賠償責任を負う旨の規定を新設した（商法 578 条 1 項）。

同様に、陸上運送の引受けについては、鉄道により運送する区間と貨物自動車により運送する区間が含まれる場合のように、区間ごとに適用される法令が異なることがある。この場合についても、運送品の滅失等の原因が生じた区間に応じて適用されるべき法令に従って処理することにした（同条 2 項）。

また、複合運送契約では、複合運送人は、通常、全部又は一部の運送を他の運送人に委託して運送を行うことになる。この場合、下請運送についての特則（同法 584 条 3 項、585 条 3 項）が適用されることになる。

(6) 相次運送

同じ物品を複数の運送人が相次いで運送する相次運送については、①運送人の損害賠償責任の消滅について下請運送に適用される特則が設けられたこと（商法 584 条 3 項、585 条 3 項）、②相次運送人の権利義務に係る規定が海上運送のほか、航空運送にも準用されるようになったこと（同法 579 条 4 項）のほかは、従来の規律（改正前商法 579 条、589 条・563 条、766 条）が維持されている。

4 旅客運送についての改正

旅客運送に関する規定も、総則規定として**各種運送に共通の規定**とされ、海商にあった旅客運送に関する規定は削除された。

海上運送の特則はなく、旅客運送については、もっぱら商法第 2 編第 8 章が適用される。具体的には、旅客運送契約の基本的な内容を明らかにする規定（商法 589 条）、運送人の責任に関する規定（同法 590 条～593 条）、運送人の債権の消滅時効を定める規定（同法 594 条）のみが置かれることになった。

このうち、旅客運送人の責任原則については従来の規律が維持されているが、改正により、旅客の人身損害に係る運送人の損害賠償責任を減免する特約を原則的に無効とするという、商法では異例の旅客保護の規律（**片面的強行規定**）が導入された（同法 591 条）。また、旅客から引渡しを受けた手荷物（託送手荷物）に関する旅客運送人の責任については物品運送人の責任を減免する規定が準用されること（同法 592 条 1 項）と

の不均衡を解消するため、旅客から引渡しを受けていない手荷物（携帯手荷物）に関する旅客運送人の責任についても、物品運送人の責任を減免する一定の規定を準用することにした（同法 593 条 2 項）。さらに、身の回り品についても携帯手荷物と同様の責任が課されることが明確化された（同条 1 項かっこ書）。

5 運送取扱営業についての改正

運送取扱営業については、改正前は運送取扱人に関する規定を物品運送人に準用していた事項（改正前商法 589 条参照）に関し、逆に、運送人に関する規定を運送取扱人に準用する形がとられ（商法 564 条）、運送営業に関する改正に応じて所要の改正が行われたほかは、従来の規律が維持されている。

6 倉庫営業についての改正

倉庫営業については、倉庫証券に関し、利用実態のない複券主義（寄託物につき預証券と質入証券の 2 種類を一組にして発行する方式）の規定が削除され、**倉荷証券の規定のみが置かれることになった**ほかは、実質的な改正は行われていない。